資料 2－3－3

令和元年6月6日風力部会資料

（仮称）釜石広域風力発電事業 更新計画

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

平成 31 年 3 月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目　次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 1
(1) 公告の日 1
(2) 公告の方法 1
(3) 縦覧場所 2
(4) 縦覧期間 2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催 3
(1) 公告の日及び公告方法 3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数 3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握 3
(1) 意見書の提出期間 3
(2) 意見書の提出方法 3
(3) 意見書の提出状況 3

第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 4

別　紙 26

第 1 章　環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.　環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 31 年 1 月 8 日（火）

(2) 公告の方法

①日刊新聞等による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・平成 31 年 1 月 8 日（火）付　岩手日報（朝刊：2 面）

下記地域紙（週 2 回発行）に「公告」を掲載した。

・平成 31 年 1 月 5 日（土）付　復興釜石新聞（3 面）

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ（別紙 2 参照）

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・平成 31 年 1 月 1 日（火）発行　広報かまいし

・平成 31 年 1 月 10 日（木）発行　広報遠野

・平成 31 年 1 月 7 日（月）発行　広報おおつち

③インターネットによるお知らせ

平成 30 年 1 月 7 日（月）から、下記のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

・岩手県のウェブサイト（別紙 3-1 参照）
http:// www.pref.iwate.jp/kankyou/hozen/jokyo/070327.html

・釜石市のウェブサイト（別紙 3-2 参照）
http:// www.city.kamaishi.iwate.jp/jigyousha/kigyo_ricchi/detail/1225049_2485.html

・遠野市のウェブサイト（別紙 3-2 参照）
http://www.city.tono.iwate.jp/index.cfm/1,46094,265,549,html

・大槌町のウェブサイト（別紙 3-2 参照）
https://www.town.otsuchi.iwate.jp/gyosei/docs/430987.html

・（株）ユーラスエナジーホールディングス　ウェブサイト（別紙 3-3 参照）
http://eeh-development.com/kamaishi-koshin/

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 6 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

・岩手県沿岸広域振興局１階県民ホール
・岩手県県南広域振興局花巻総務センター（花巻地区合同庁舎）
・釜石市役所第三庁舎企業立地課
・釜石市栗橋地区生活応援センター
・遠野市土淵地区センター
・大槌町役場総合政策課

②インターネットの利用による縦覧

・（株）ユーラスエナジーホールディングス　ウェブサイト
http://eeh-development.com/kamaishi-koshin/

(4) 縦覧期間

・縦覧期間：平成 31 年 1 月 8 日（火）から平成 31 年 2 月 7 日（木）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、岩手県、釜石市、遠野市、大槌町のウェブサイトに当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。
（別紙 1、別紙 2、別紙 3 参照）

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

【釜石市】

- 開催日時：平成 31 年 1 月 21 日（月） 18 時から 19 時半
- 開催場所：釜石市橋野ふれあいセンター
- 来場者数：8 名

【遠野市】

- 開催日時：平成 31 年 1 月 22 日（火） 18 時から 19 時半
- 開催場所：遠野市土淵地区センター
- 来場者数：3 名

【大槌町】

- 開催日時：平成 31 年 1 月 19 日（土） 14 時から 15 時半
- 開催場所：大槌町小槌地区多目的集会所
- 来場者数：4 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 31 年 1 月 8 日（火）から平成 31 年 2 月 21 日（木）まで
（郵送による意見書は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙 4 参照）。
①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

合計で 8 名の方から 60 件の意見が提出された。

第 2 章　環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

表 2-1(1/2)　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

岩手県大船渡市在住　A 氏

No.	意見書	事業者の見解
1-1	原子力発電は即時やめるべきですし、化石エネルギーでの発電も早期に自然エネルギー発電に切り替えていくべきだと思いますが、標記計画については以下の理由により反対です。 1 計画は野生動植物に大きな悪影響があると思います。 ①　特に野鳥、コウモリ類へのバードストライク、バットストライクが懸念されます。野鳥では、尾根や風を利用して移動する大型猛禽類（オジロワシ、オオワシ、イヌワシ）の衝突死が国内外から報告されています。この釜石広域風力発電設備においては、設置後 4 年弱で国内初のイヌワシ（国の絶滅危惧種）のバードストライクが発生しました。 計画地周辺には複数のイヌワシの繁殖地があるとされています。また、クマタカ、ノスリの希少猛禽類も生息し、移動期には各種のワシタカ類も通過するものと考えられます。 計画が実行されますと、これら野鳥の生息環境を大きく損なうこととなります。 ②森林、植物についても、工事用地の確保、移動用の道路新設、拡張の過程などにおいて、周辺自然環境を大きく損なうことが懸念されます。	今後実施する環境影響評価の手続きを通じて、事業者に実行可能な範囲で、野生動植物への影響の回避・低減に努めてまいります。 ①について 平成 20 年 9 月にイヌワシのバードストライクを引き起こしてしまった反省を踏まえ、イヌワシの生息に及ぼす影響をできる限り低減できるよう事業計画を検討した上で、適切な調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、環境保全措置を検討していくことを基本方針といたします。 風力発電機への衝突が懸念される鳥類、コウモリ類につきましては、専門家等へのヒアリング結果を踏まえて調査、予測及び評価の手法を検討しております。 今後実施する現況調査の中で飛翔高度を含む利用状況の確認に努め、その結果を踏まえて予測・評価を行い、適切な環境保全措置を検討し、環境影響の回避・低減に努めます。 ②について 本事業は既設の風力発電所の更新であるため、既設の風力発電設備の撤去跡地、既存道路、既設送電線をできる限り利用すること等により、植生の新たな改変面積を低減できるよう、事業計画を検討いたします。

表 2-1(2/2)　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

岩手県大船渡市在住　A 氏

No.	意見書	事業者の見解
1-2	2 発電機の形状に問題があると思います。 計画されている発電機は、従来と同じ三枚ブレードでかつ大型化されるものと思いますが、この形状では、野鳥などの移動に大変危険です。平成 20 年 9 月の現地でのイヌワシの衝突死亡も、この形状が理由ではないかと思います。今後の計画においては、この形状を変えていくことが必要だと思います。 具体的には、小型化した縦型で覆いのある形状にすることを考えるべきです。そうすれば、設置の場所についても、大規模に自然を壊さなくても設置できるなど、相当融通がきくものと思います。	本事業は既設風力発電所の更新であり、現在と同等の出力の確保を目指しています。ご提案の小型・縦型の機種で既設発電所と同規模の出力を実現するには、多数の風車（一般的な 20kW 出力の小型風力発電機の場合は 2,000 基以上）を設置することとなり、改変される土地面積も膨大となる恐れがあります。むしろ環境負荷を増大させる懸念が大きく、実施が困難と考えております。 このため本事業では従来同様三枚羽の大型機の導入を予定しており、バードストライクのリスクについては、今後実施する現況調査の中で飛翔高度を含む利用状況の確認に努め、その結果を踏まえて予測・評価を行い、適切な環境保全措置を検討し、環境影響の回避・低減に努めてまいります。
1-3	3 自然豊かなふるさと、「民話の里遠野」の景観が壊されます。 私は、釜石市の計画地の近くで生まれ育ちました。この自然豊かなふるさとの景観が壊されたことに心をいためてきました。また、計画地は「民話の里遠野」の市街地からも近い所にあり、設置場所としてふさわしくありません。	既設の風力発電機よりも大型の発電機を予定していますが、基数は 1/4 程度に減少する計画です。この結果として景観への影響がどのように変化するかを、今後の環境影響評価において、調査・予測・評価し、適切な環境保全措置を検討いたします。

表 2-2(1/2)　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

岩手県大船渡市在住　B 氏

No.	意見書	事業者の見解
2-1	風力発電事業の更新が行われようとしている和山・新山・貞任山は北上高地でも生物多様性の重要な環境を有する地帯である。様々な命をはぐくむこの地での風力発電事業はすぐにも中止してもらいたい。天然記念物イヌワシの激突死を引き起こしたことへの責任も取らないまま、事業を継続することを許されてはならない。既設の風力発電施設を撤去し、発電事業からすぐにも撤退するべき重大責任がある。	平成 20 年 9 月にイヌワシのバードストライクを引き起こしてしまった反省を踏まえ、イヌワシの生息に及ぼす影響をできる限り低減できるよう事業計画を検討した上で、適切な調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、環境保全措置を検討していくことを基本方針といたします。 現在までに確認されたイヌワシの飛翔状況を踏まえ、イヌワシのバードストライクが発生したと推定されている西サイトの既設 15 号機及びその南側にある既存の風力発電機については撤去後に更新は行わないものとし、それらを含む区域についても対象事業実施区域から除外する計画としました。 今後の環境影響評価においては、専門家の助言を踏まえて対象事業実施区域周辺のイヌワシの生息にとって重要な場所とその利用実態を明らかにするための調査を実施し、本事業の実施によるイヌワシへの影響を適切に予測・評価し、環境保全措置を検討してまいります。調査に際しては、イヌワシの飛来が非営巣期を中心としているという当地の特性に着目し、非営巣期の調査を重点的に実施し、当地の利用状況の把握に努めます。 なお、イヌワシの生息について重大な影響を十分低減できない場合は、抜本的な事業計画の見直しを含めた対応策の検討を行います。
2-2	大型のブレードを持つ形状ではバードストライクを防ぐことは不可能である。そのうえ環境影響調査についても、調査日数、手法を見ても不十分であり、まして激突死を起こした現地でより慎重な調査を行うべき責任が見られないのは事業者としていかがなものだろうか。(当初の設置は、アセスメント法に基づいておらず、十分な調査に基づかない専門委員会の設置の可否判断に誤りがあったとしか思えないし、今回の調査手法も不十分と言える)	
2-3	イヌワシ大国と言われた岩手でさえも繁殖個体が減少し続けているといわれているが、ダム建設や大規模な林道建設、大規模な牧野の増設、そして風力やメガソーラー発電事業などによる大規模な環境改変が続けられ、命の継続が断ち切られ、追いやられ行き場を失った野生生物たち。ニホンオオカミのように人間のエゴで絶滅に追いやられた結果、北上高地も生態系のバランスを失い続けている。人は人以外の命を生み出すことはできないのだから、その地で生き続ける生きものたちの権利を奪うことは許されない。	

表 2-2(2/2)　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

岩手県大船渡市在住　B 氏

No.	意見書	事業者の見解
2-4	全国的にも岩手県内でも激減しているコノハズクやオオジシギ、ヨタ力などへの影響も気がかりである。またコウモリ類についてアセス施工令でも具体的な調査手法の記述がなく、調査が不十分であると思われる。生態上からも調査が専門的で難しい生き物であり、超音波を感知して生息環境に対応するコウモリにとって、ブレードの回転によって発生する低周波などの影響を受けると思われる。福島県の布引風力発電施設でコウモリの大量衝突死が報告されていると聞く。衝突死や追い出しで生態のつながりのバランスを崩す恐れもある。	コノハズク等の岩手県レッドリスト記載種につきましては、今後実施する調査において生息状況の確認につとめ、影響予測を行い、適切な環境保全措置を検討いたします。 コウモリ類の調査、予測及び評価の手法につきましては、生態に精通した専門家等へのヒアリング結果を踏まえて検討しております。また、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら適切な環境保全措置を検討いたします。
2-5	鳥類やコウモリが生息するという地帯は昆虫類、それをはぐくむ多様な植生の存在を証明している。昆虫類の衝突死も無視できないし、植生もきずつけられる。衝突死を誘発しない形状の風車の開発と送電網を張り巡らさない小規模な集落発電などの開発こそ、電力開発事業者の責務だと思う。	本事業は既設の風力発電所の更新であるため、既設の風力発電設備の撤去跡地、既存道路、既設送電線をできる限り利用すること等により、植生の新たな改変面積を低減できるよう、事業計画を検討いたします。 なお、昆虫類の衝突死の発生状況につきましては、その実態が不明であることから、今後の調査・研究の進捗を踏まえて対応を検討したいと考えております。
2-6	風力発電事業は投資の対象事業になっている。投資者と収益優先で環境復元を事業者の責任で行われるとは思われず、地域の環境を破壊するだけにならないか。家族で親しんできた和山、新山、貞任山。どの季節も大好きだ。次世代へ残したい北上高地をこれ以上壊さないでもらいたい。北上高地に生きるすべての生きものへの畏敬を忘れないでほしい。	既設風力発電所の操業 14 年間は地域の皆様のご理解、ご支援に支えられてこそのものであり、本事業の実施に際しても地域の皆様との共存共栄が非常に重要と考えております。引き続き、地元集落や実際に土地を所有・利用されている組合をはじめとする地域の皆様方のご理解のもとで事業を進めたいと考えております。また、事業終了後には土地を復旧してお返しするお約束も地権者の皆様と事前に結ばせていただく予定です。環境面へのご懸念に関しては、今後行う環境影響評価の結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討し、実施することで、環境影響の回避・低減を図ってまいります。

表 2-3(1/8)　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

神奈川県川崎市在住　C 氏

No.	意見書	事業者の見解
3-1	■コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。しかし風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。NED0 の報告(*)によれば、実態把握サイト(風力発電施設 10 サイト)におけるコウモリ類の推定死亡数は年間 502.8 個体であり、これは鳥類の年間推定死亡数(257.6 羽)のおよそ 2 倍になる。 コウモリ類の出産は年 1～2 頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。 *平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書風力発電等導入支援事業環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書)P213.NED0,2018.	本方法書において、専門家等へのヒアリングを踏まえてコウモリ類の調査、予測及び評価の手法を検討しています。 また、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら適切な環境保全措置を検討いたします。
3-2	■コウモリ類の保全措置として「稼動制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリングやカットイン風速を調整するなどの稼働制限を行うことを表明した。大変すばらしいことだと思う。是非、本事業者も検討してほしい。ただし、保全措置は事業者の主観ではなく、現地調査結果及び予測結果を踏まえるべきである。	環境保全措置については、ご指摘を踏まえ、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。

表 2-3(2/8)　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

神奈川県川崎市在住　C 氏

No.	意見書	事業者の見解
3-3	■コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか?	重要な種及び注目すべき生息地を対象として予測、評価を行い、適切な環境保全措置を検討する計画としていますが、コウモリ類全般の保全に寄与するような環境保全措置の検討に努めます。
3-4	■バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う P244「バットディテクターによる飛翔高度調査（自動録音バットディテクターによる調査)」は定量調査であり、予測手法(解析ソフト)もすでに実在する(例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtm1)。 よって、バットストライクの予測を「定量的」に行い客観的数値で示すこと。	ドイツで実用化された当該ソフトウエアをそのまま日本国内で適用可能かどうかの検証が行われておらず、また、実際に適用した事例もないことから、現時点でこのソフトウエアを用いた予測を行うことは想定していません。引き続き最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら具体的な予測の手法を検討いたします。
3-5	■「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングしたコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第 2 項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	方法書に記載した調査・予測及び評価の手法は、発電所アセス省令に示される選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家の意見を踏まえ決定しています。これらについては、今後、ご意見等を踏まえつつ、経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされます。 以上の方法書の審査結果を踏まえて、環境影響評価の項目等の選定を行うこととなりますが、その際、必要であると認める場合には、環境影響評価法第 11 条第 2 項に従い、技術的な助言を求めます。

表 2-3(3/8)　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

神奈川県川崎市在住　C 氏

No.	意見書	事業者の見解
3-6	■専門家へのヒアリングは「年月」だけではなく「年月日」まで記載すること 他事業のヒアリング内容を、流用する悪質な業者がいた。ヒアリングの「年月」の記載だけでは、それが適切に実施されたものであるか、閲覧者は判断できない。よって、ヒアリング年月だけでなく年月日まで記載すること。	ご指摘のような流用は行っていませんが、準備書においては事業者ヒアリングの実施期日を年月日まで記載します。
3-7	■コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。	音声による種の同定に課題があることは認識しており、確実に同定できないものについては、ソナグラムの型に分けて調査結果を整理し、可能な限り利用頻度や活動時間などの把握に努めます。
3-8	■コウモリの音声録音について 捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。	コウモリの音声解析の際には、捕獲調査時の録音データは使用しないこととします。
3-9	■コウモリの捕獲調査について ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（うけさせる）べきだ。 ・６月下旬－７月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハープトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。	捕獲調査については、事前に専門家等に調査計画を確認いただき、指導を受けた上で実施いたします。 なお、捕獲調査で高い位置にカスミ網を設置した場合、捕獲されたコウモリを回収するまでに時間がかかり、個体に過度のストレスを与えることになるため、カスミ網は使用しない予定であり、捕獲調査ではハープトラップのみを使用する予定です。高空の飛翔状況は風況観測塔を活用したバットディテクター調査にて可能な限り把握に努めます。 捕獲調査に際しては、ご意見いただいた事項に注意し、対象個体の健康に影響がないように調査を進めます。

表 2-3(4/8)　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

神奈川県川崎市在住　C 氏

No.	意見書	事業者の見解
3-9（つづき）	・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハープトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを絶対に行わないこと）。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。	
3-10	■P248 飛翔高度調査の調査地点について バットディテクターによる飛翔高度調査地点が 2 か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置(11 箇所)において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。	飛翔高度調査には風況観測塔を使用する計画であるため、観測塔のある 2 ヶ所を調査地点としています。
3-11	■飛翔高度調査の期間について バットディテクターによる飛翔高度調査の期間は 5 月から 10 月としているが、4 月を実施しない具体的な根拠を述べること。	対象事業実施区域は積雪地であり、5 月の連休頃にならなければ現地まで到達できない可能性があるため、調査期間は確実に調査が実施出来る 5 月からとしましたが、雪解けが早い場合には、4 月からの調査について検討します。
3-12	■P244 バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間が「18 時から翌 5 時」とあるが、日没と日の出の時間は季節によって異なり、コウモリの活動時間帯も季節により変化する。よって、日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで録音すること。	ご指摘を踏まえ、機器による自動録音の時間帯については調査期間中最も早い日没時間の 1 時間前から、最も遅い日の出時間の 1 時間後までの設定とし、結果の分析には各時期の日没 1 時間前から日の出 1 時間後までのデータを使用します。
3-13	■バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様に書いていない（ので分からない)」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	準備書には使用するバットディテクターの探知距離、マイクの設置方向を記載いたします。

表 2-3(5/8)　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

神奈川県川崎市在住　C 氏

No.	意見書	事業者の見解
3-14	■「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。 事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。	「ライトアップしない」ことは、コウモリ類の餌となる昆虫類が風車に誘引される原因のひとつを取り除くことで、餌を追って飛来するコウモリ類が風車近くを飛翔する頻度を低下させることをねらうものですが、風車近くにおけるコウモリ類の飛翔を完全になくすことはできないため、「回避」でなく「低減」に該当するものと理解しています。
3-15	■回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。
3-16	■回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。 つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。

表 2-3(6/8)　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

神奈川県川崎市在住　C 氏

No.	意見書	事業者の見解
3-17	■コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から 200m 以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から 200m 以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から 200m 以上離すこと。	対象事業実施区域には牧草地及び樹林地が含まれており、既設風力発電機の多くは牧草地に立地しています。更新後の配置検討に際しては、可能な限り林縁からの離隔を確保する観点にも留意します。
3-18	■「ライアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。 (Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnettand Michael Schirmacher2010)	環境保全措置については、ご指摘を踏まえ、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。
3-19	■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定すること（低減措置）』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。	環境保全措置については、ご指摘を踏まえ、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。

表 2-3(7/8)　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

神奈川県川崎市在住　C 氏

No.	意見書	事業者の見解
3-20	■コウモリ類の保全措置（低減措置）について コウモリの保全措置として､｢カットイン風速の値を上げること」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげれば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？	環境保全措置については、ご指摘を踏まえ、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。
3-21	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 上記について事業者は､｢国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので､（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は｢コウモリを殺すまで」後回しにせず､｢コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	環境保全措置については、ご指摘を踏まえ、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。
3-22	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に｢適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら適切な環境保全措置を検討いたします。
3-23	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。	生物を対象とする予測の結果や環境保全措置の効果には不確実性を伴うことが一般的です｡そのような場合に事後調査を行い、その結果を踏まえて必要に応じて追加的保全措置を検討するという順応的な対応は、環境保全措置に取り組む上での適切な考え方のひとつであると理解しています。

表 2-3(8/8)　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

神奈川県川崎市在住　C 氏

No.	意見書	事業者の見解
3-24	■コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。	環境保全措置については、ご指摘を踏まえ、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。
3-25	■月 2 回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている。仮に月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。	バットストライクの事後調査については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら、準備書作成の段階で予測・評価を行い、適切な実施内容を検討いたします。
3-26	■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。	ご意見は原文のとおり記載いたしました。
3-27	■個人情報保護について 本事業者は、配慮書に対して意見書を提出した者（専門家を含む）の住所（個人情報）を公開しているが、その合理的根拠を述べよ。意見書を提出した者（専門家を含む）から個人情報公開について了承を得たのか。仮に同意を得ていない場合、本事業者及び委託先コンサルタントのコンプライアンスが疑われる。	配慮書に対して、関係地域の市町内・外から、それぞれどのようなご意見をいただいたかがわかるよう、意見書ご提出者の住所のうち市町村名までを方法書に記載しました。個人が特定できないよう、ご提出者については匿名で表記し、住所も市町村名までとしておりますので、個人情報の公開にはあたらないと考えております。

表 2-4(1/2)　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

埼玉県さいたま市在住　D 氏

No.	意見書	事業者の見解
4-1	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類帯として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。なお、本意見は要約しないこと。	本方法書において、専門家等へのヒアリングを踏まえてコウモリ類の調査、予測及び評価の手法を検討しています。 方法書へのご意見を踏まえ、必要に応じて手法の見直しを行い、適切に調査、予測、評価を実施してまいります。 なお、ご意見は原文のとおり掲載いたしました。
4-2	1.方法書においてコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。	手法の検討に必要と考え、専門家等へのヒアリングを実施しました。
4-3	2.捕獲調査はハープトラップのみではなく、複数のかすみ網を使用する丁寧な調査を行う必要がある。また、捕獲調査は安全確保の観点から、1 晩につき 1 もしくは 2 地点程度の調査で実施すること、全地点同時（同晩）にハープトラップ各地点 1 台のみ等の調査では、生息種の在不在すら把握できない。	カスミ網の場合、捕獲したコウモリの回収に時間がかかることがあり、個体に過度のストレスを与えることから、カスミ網は使用しない予定です。捕獲調査で使用するハープトラップの両側にはコウモリが通り抜けできないネットを張り、捕獲効率が上がるようにすることとし、1 晩あたり 2 地点で実施する計画です。
4-4	3.捕獲調査時にも、バットディテクターによるコウモリ類の在不在・飛翔状況の記録を取る必要がある。	捕獲調査時にもバットディテクターを併用します。
4-5	4.バットディテクターによる任意および飛翔高度調査で使用する機種名を記載すること。	使用するバットディテクターの機種名については準備書に記載します。
4-6	5.バットティテクターで得られた音声記録の解析に用いる手法を記載すること。	音声記録の解析手法については、準備書に記載します。
4-7	6.サーチライト調査によって得られたテータの定量化手法を示すこと。	サーチライト調査の結果を分析する手法については、準備書に記載します。
4-8	7.本事業および隣接する「(仮称) 釜石広域風力発電事業拡張計画」を合わせると、68 基の風力発電機が設置される。このことについてコウモリ類への累積影響を予測、評価できる手法を記載すること。	拡張計画が実施された場合のコウモリ類への累積的影響については、準備書において予測・評価を行い、その手法についても記載します。

表 2-4(2/2)　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

埼玉県さいたま市在住　D 氏

No.	意見書	事業者の見解
4-9	8.今後の準備書においてもコウモリ類の専門家の指導を仰ぎコウモリ類についての十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置が行われることを期待する。 以上	本方法書において、専門家等へのヒアリングを踏まえてコウモリ類の調査、予測及び評価の手法を検討しています。今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら適切な環境保全措置を検討いたします。

表 2-5　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

岩手県遠野市在住　E 氏

No.	意見書	事業者の見解
5-1	既設風力発電設備の更新計画に反対します。既設設備の撤去をお願いします。 ○貴事業者様の見解に「イヌワシのバードストライクを引き起こした反省を踏まえ・・・」について、反省しているのなら既設の設備を撤去するように。また更新計画の取下げをお願いします。 ○貴事業者様の見解に「イヌワシの生息について重大な影響を十分低減できない場合は抜本的な事業計画の見直しを含めた対応策の検討を行います」について、イヌワシの行動の予測は不可能であるから、抜本的な事業計画の見直しは⇒事業計画の取消しへ、既設風力発電設備の撤去をお願いしたい。 ○日本のふるさと遠野には、巨大な風車はにあわない。盆地からの景観が悪い。 資料 1.「永遠の日本のふるさと」の継承 資料 2.「ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例」 写真 1.「盆地からの景観」 写真 2.「既設風車の 2 倍の大きさ」	イヌワシのバードストライクを引き起こしてしまった反省を踏まえ、イヌワシの生息に及ぼす影響をできる限り低減できるよう事業計画を検討した上で、適切な調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、環境保全措置を検討してまいります。 その上で、イヌワシの生息について重大な影響を十分低減できないと判断された場合は、抜本的な事業計画の見直しを含めた対応策の検討を行います。 遠野市における眺望景観への影響については、フォトモンタージュの作成及び垂直見込角の算出による予測を行い、「遠野市景観計画」等に定める目標や基準等との整合が図られているかどうかを評価し、その結果を準備書として公表し、改めて皆様のご意見を頂戴したいと考えております。

表 2-6　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

岩手県上閉伊郡大槌町在住　F 氏

No.	意見書	事業者の見解
6-1	評価方法についてはおおむね良いと思うが、基体の大きさがかなり拡大することから、利用している農業者等にも説明すべきと考える。	地元の利用組合をはじめとする関係者の皆様には、事業計画や環境影響評価の結果について都度丁寧に情報提供やご説明をさせていただく予定です。

表 2-7（1/5）　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

公益財団法人 G 支部

No.	意見書	事業者の見解
7-1	方法書を縦覧した結果、以下の理由により、釜石広域風力発電更新計画に反対します。 1　岩手県の風力発電事業計画が数多く、自然環境への影響が大きい。 岩手県では現在、風力発電計画中の 18 件（本事業を含む）の内、その大部分は希少種イヌワシの生息地で、かつての北上山系開発のほぼすべての牧野に計画があるという状況は異常です。国内のイヌワシは生息環境の悪化、餌不足などから繁殖がうまくいかず、減少を続けていて環境省の絶滅危惧種に指定、岩手県では保護増殖のため専門のスタッフを配置するなどの対策をしているが、繁殖率は低迷を続け、生息が不明となった地域もある。岩手のイヌワシを守ることは、日本のイヌワシを守ることと言ってもよい。風発事業は、広範囲の開発で北上高地の自然環境や野生生物に与える影響があまりにも大きく、その多くは投資の対象とされていることも問題です。	イヌワシは希少猛禽類の中でも保全上特に重要な種であると認識しています。 今後実施する環境影響評価においては、イヌワシの生息に及ぼす影響をできる限り低減できるよう事業計画を検討した上で、適切な調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、環境保全措置を検討してまいります。 その上で、イヌワシの生息について重大な影響を十分低減できないと判断された場合は、抜本的な事業計画の見直しを含めた対応策の検討を行います。
7-2	2　方法書の内容では、野生動植物の生息状況の全容を把握できないと思います。 調査の 2 年間に希少猛禽類及び渡り鳥、その他の動植物及び大気、騒音、景観水質他の調査を実施するというが、とても短い期間と少ない調査日数で全容を把握できるとは到底思えません。既設の設備新設では、非繁殖期の調査不足（アセスの対象外）から、専門家の建設の可否判断を誤ったとされていますが、イヌワシの飛来は新設の当初から明白なので事業更新は中止すべきです。	本事業のための猛禽類調査は 2 営巣期を含む期間で計画しており、イヌワシの飛来が非営巣期を中心としているという当地の特性に着目し、非営巣期の調査を重点的に実施し、当地の利用状況の把握に努めます。 希少猛禽類調査や渡り鳥調査の頻度や日数はご指摘のとおり計画しておりますが、これに加えて（仮称）釜石広域発電事業拡張計画の環境影響評価準備書作成時に実施した希少猛禽類調査及び渡り鳥調査の結果等を援用することで、現状把握に努めます。

表 2-7（2/5）　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

公益財団法人 G 支部

No.	意見書	事業者の見解
7-2（つづき）	今回の事業更新では、国内初のイヌワシのバードストライクが発生した施設の更新にも拘わらず、希少猛禽類の調査に月 3 日の調査、渡り鳥調査に春、秋の各 2 か月で月 3 回の調査では、イヌワシ等猛禽類、渡り鳥の現状把握は難しいと思います。当地域で同じ事業者の増設計画の条件としてのイヌワシの代替餌狩場の件も解決していない。コウモリ類調査は、夜間で飛翔高度が高い種類では、鳴き声の反応、トラップ調査のみでは生息する種類の確認すら困難ではないかと思います。 岩手県の議事録には、この既設の設備の周辺地域に生息していたイヌワシ 5 ペア内、設備稼働後に 3 ペアが消失し 2 ペアに減ったという事実にたいしても事業者はしっかり対応する義務があると思います。日本野鳥の会岩手県連絡協議会は、イヌワシのバードストライク発生時に国や岩手県に要望書を提出し、事業者のバードストライク防止対策と原因究明委員会の設置と結果の報告を求めたが有効な防止対策はとられておらず、真相究明の公表も未だなされていない。 既設の設備におけるバードストライク並びにバットストライクの被害の種類は、イヌワシ、アマツバメ、キンクロハジロ、ホトトギス、カッコウ、カケス、ヤマドリ、コサメビタキ及びヒナコウモリであると事業者の報告がある。この種類を見ると、施設周辺に生息する野鳥及び渡り鳥、コウモリでその種類から推測すると低空から高空を飛翔するほとんどすべての野鳥が被害にあったという事実は、実施された事後調査は月 1 回の限られた時期、一部で実施した結果ですので、多くは獣、ガラス、トビ等による捕食などにより見つからない場合が多いと言われておりますので、発見されなかった多くの被害が想定されます。その要因は 3 枚ブレード方式風車には防護がないというバードストライクを防止することができない構造的欠陥にあると思われます。	また、コウモリ類の調査では、風況観測塔を利用してバットディテクターによる飛翔高度調査も行い、飛翔高度が高い種の確認に努めます。 「周辺に生息するイヌワシ 5 ペアのうち、既設風力発電設備稼働後に 3 ペアが消失あるいはそれに近い状態にある。」という知事意見でのご指摘に関しましては、県当局より情報提供をいただきつつ事実関係の把握に努め、それに基づき既設風力発電設備がイヌワシに与えた負の影響について検討いたします。さらに、専門家の助言を踏まえて対象事業実施区域周辺のイヌワシの生息にとって重要な場所とその利用実態を明らかにするための調査を実施し、本事業の実施によるイヌワシへの影響を適切に予測・評価し、環境保全措置を検討してまいります。 平成 20 年 9 月におけるイヌワシのバードストライク発生を受け、平成 21 年に経過報告会を実施し、イヌワシのバードストライク再発防止策について検討を行っております。また、平成 25 年にも有識者の参加を得て意見交換会を開催しており、イヌワシのバードストライクに関する情報の再整理を行っております。他方で、バードストライクの発生日や天候といった発生時の詳細な状況までは特定できておりません。 イヌワシのバートストライク防止策については、既存風力発電所の操業開始時より、電動案山子や鳥除けテープを設置するなどの対策を実施しておりましたが、バードストライク発生後は、前述したイヌワシのバードストライクに関する検討・再整理も踏まえ、各種対策を講じております。具体的には、マネキンの追加設置、電子爆音機の設置、ストロボ発光、吹き流しの設置、航空障害灯常時点灯、風力発電機周辺の草刈り等の対策を講じてきました。その後、装置の故障等により航空障害灯以外の対策につきましては平成 25 年までに終了・撤去していますが、平成 27 年には西サイトの既設風力発電機への目玉マークの貼付、東サイトへの鳥除けスピーカーの設置を試験的に実施し

表 2-7（3/5）　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

公益財団法人 G 支部

No.	意見書	事業者の見解
7-2（つづき）		ており、これまでのところイヌワシの新たなバードストライクは確認されておりません。 既設風力発電所におけるバードストライクの実態につきましては、今後も日常的な点検時の確認に努め、それらの結果についても今後実施する環境影響評価の中で活用していく予定です。 イヌワシのバードストライクを引き起こしてしまった反省を踏まえ、イヌワシの生息に及ぼす影響をできる限り低減できるよう事業計画を検討した上で、適切な調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、環境保全措置を検討してまいります。
7-3	3　風車の大型化による影響が示されていない。 大型化（ブレードの長さ 177m 径）に伴うバードストライク、バットストライクの発生頻度は高くなると思われるが防止の具対策が示されておりません。イヌワシなどの猛禽類や渡り鳥の飛行高度を調査する程度では対策とはなりえません。発電総量を変えずに、大型化の風車に更新することで設置基数が減り環境に配慮しているようにも見られるが、現在審議中の増設計画を含め将来の事業展開を見据えた方策に見えます。大型機材を運搬するには大型トレーラーが通行可能な道路整備が必要でありルート上の森林伐採、法面の掘削など大規模な環境破壊が伴います。大型風車のコンクリートの基礎工事による地下水や土壌のアルカリ化の対策も示されていません。大型化により、既設の風車でもかなりの騒音であるのにさらに大きな騒音の対策が示されておりません。	更新に際して風力発電機を大型化して基数を減らすことで、様々な環境影響のどういった側面が強調され、軽減されるかについて検討し、結果を準備書に記載いたします。 運搬に際しては、起立装置など大型部品に適した運搬方法を検討することで、道路拡幅部を必要最小限にとどめるよう計画してまいります。 コンクリートを用いる工事に際しては、必要に応じて適切なアルカリ排水対策を検討いたします。 風力発電機の稼働に伴う騒音については、今後実施する調査・予測の結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。
7-4	4　事業計画地の大規模な山野災害の要因となります。 大型の風力発電施設の建設工事は、最近の温暖化による異常気象で、法面の土砂の崩落など新たな山野災害発生の要因となります。	既設風力発電設備の更新箇所については、新たに大規模な造成は伴いません。また、新規に伐採・造成を行う場合には、土砂の流出や崩壊の原因とならないよう、造成計画、工事計画を検討してまいります。

表 2-7（4/5）　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

公益財団法人 G 支部

No.	意見書	事業者の見解
7-5	5　住民や放牧牛の健康が心配されます。 計画地は風光明媚な地域で展望台や湿原のミズバショウ、山菜、きのこ採りなど地元住民の憩いの場所です。風車から発生する大きな騒音、低周波などによる健康被害が、地元住民や放牧牛などに影響が懸念されます。	環境省が設置した検討会による報告「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成 28 年 11 月、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）によれば、「風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった。」とされています。 また、既設風力発電所の稼働に伴う苦情や放牧牛への影響は確認されておりません。 なお、今後も最新の知見の収集に努めてまいります。
7-6	6　ふる里の景観が損なわれます。 既設の設備は、大槌町や遠野市からも見え、景観が損なわれています。 風車は、登山、山菜、きのこ取りで地元住民が訪れる場所に計画されており、民話の里、遠野市では委員会を設置して景観を調査しています。尾根上に林立する風車はふる里の山野の景観にふさわしくありません。	既設の風力発電機よりも大型の発電機を予定していますが、基数は 1/4 程度に減少する計画です。この結果として景観への影響がどのように変化するかを、方法書以降の環境影響評価において、調査・予測・評価し、適切な環境保全措置を検討いたします。
7-7	7　電力需要は足りているのでは？ 現状では、東日本大震災後、国内の原発が全て停止しても、電気が止まるなどの事態はどこにも発生しておりません。国は原発の再稼働を実施しておりますし、太陽光など他の再生エネルギーが急速に伸びています。企業は、自然まかせで安定しない再生可能エネルギーに不安を感じ、火力発電に依存するなど混乱していますので、現状を踏まえ環境に与える影響の少ない方法を検討の上、地方のエネルギー需要に応じた対策を熟考することが重要であると思います。	資源エネルギー庁電力調査統計中の発電実績によると 2017 年度の電源比率は火力 75%、水力 9%、原子力 3%、左記水力を除く再生可能エネルギーが 8%、その他 5%となっており、多くを化石燃料に依存している状況です。 わが国では2030年のエネルギーミックスとして再生可能エネルギー比率 22~24%（原子力と合計した非化石電源比率 44%）を掲げており、パリ協定の発効など地球温暖化対策の必要性が増す中で再生可能エネルギー導入を引き続き進めていく必要があります。 特に風力発電については、2030 年エネルギーミックスにける導入量 1,000 万 kW に対して、2018 年 3 月時点の導入量は約 350 万 kW であり、今後も導入を推進する必要があるものと考えております。

表 2-7（5/5）　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

公益財団法人 G 支部

No.	意見書	事業者の見解
7-8	8　設備の更新に当たり、風車設置前の原点に立ち返り、設置を決めた誤り（バードストライクの発生）を検証すれば、更新は容認できないものと考えます。（当初の設置は、アセスメント法に基づいておりませんでしたので、十分な調査に基づかないイヌワシの飛来頻度から専門委員会の事業容認の可否判断に誤りがあったとしか思えません。）	2008 年 9 月にイヌワシのバードストライク事故が発生して以降、これまでのところイヌワシのバードストライクは再発していません。 また、既設風力発電所設置前後にくらべると、近年では風力発電機の近傍をイヌワシが避けて飛翔している可能性を伺わせる結果が確認されております。 これらのことを加味して、今後の調査・予測の結果を踏まえて、イヌワシのバードストライクを防止するための環境保全措置を検討してまいります。

表 2-8（1/3）　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

公益財団法人 H 支部

No.	意見書	事業者の見解
8-1	イヌワシは我が国の天然記念物に指定されている希少大型猛禽類でありますが、我が国の生息数がわずか数百羽程度であるため環境省により絶滅危惧種にも指定されております。特に我が国のイヌワシの 20%ほどが岩手県に生息していることなどを考慮するなら、標記事業更新計画の対象となっている岩手県の北上山地中央部に位置する当該地区はイヌワシの生息にとって不可欠な地域と言えます。しかし既に 2008 年 9 月に当該地区の釜石広域ウインドファームでバードストライク被害が発生し、これによるイヌワシ成島 1 羽の死亡が確認されています。この事故はイヌワシが風力発電施設を回避しながら生息しうる可能性が低いことを実証しております。 このような過去の教訓が生かされないまま今回の事業更新計画が実行に移され最終的に風力発電施設の稼働が継続される場合は当該地域に定常的に生息するイヌワシの採餌活動や繁殖活動の阻害要因となり、さらには衝突死等の事故の要因ともなりうるなどの重大な悪影響が懸念されます。 以前（株）ユーラスエナジーホールディングスより提示された「（仮称）釜石広域風力発電事業更新計画段階環境配慮書」に対しては既に平成 30 年 8 月に経済産業大臣意見書が出されており、その中にはイヌワシ生息環境保全の立場より当該計画に関する様々な懸念や検討課題が示されております。日本野島の会もりおかはこの経済産業大臣意見書に即して事業者である(株)ユーラスエナジーホールディングスに当該事業計画の抜本的変更を強く求めます。以下に今回の釜石広域風力発電事業更新計画に係る環境影響評価方法書に関する意見を申し述べますので、十分にご検討いただきたく存じます。	イヌワシは希少猛禽類の中でも保全上特に重要な種であると認識しています。 ご指摘のとおり、2008 年 9 月にイヌワシの衝突死が発生しましたが、これまでのところイヌワシのバードストライクは再発していません。 また、既設風力発電所設置前後にくらべると、近年では風力発電機の近傍をイヌワシが避けて飛翔している可能性を伺わせる結果が確認されております。 今後実施する環境影響評価においては、イヌワシの生息に及ぼす影響をできる限り低減できるよう事業計画を検討した上で、適切な調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、環境保全措置を検討してまいります。 その上で、イヌワシの生息について重大な影響を十分低減できないと判断された場合は、抜本的な事業計画の見直しを含めた対応策の検討を行います。

表 2-8（2/3）　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

公益財団法人 H 支部

No.	意見書	事業者の見解
8-2	(1) 当該地域がイヌワシの生息環境として重要であることは今回の方法書の中にも書かれております。しかしその一方で生息調査実施にあたって『イヌワシの飛来が非営巣期を中心としているという当地の特性に着目し、非営集期の調査を重点的に実施し、当地の利用状況の把握に努めます』ともあります。我が国に生息するイヌワシが留鳥である事を考慮するなら、特定の季節に限定せずに積雪期等も含めた通年調査を最低でも数年間実施する事こそが当地におけるイスワシの生息状況の詳細を明らかにすることに繋がるはずです。そして、イヌワシ生息に重大な影響を十分に低減できない場合の「抜本的な事業計画の見直し」が仮にも季節を限定した稼働停止期間の導入程度にとどまるなら、それは留鳥であるイヌワシの生息環境の保全に資する本質的対処法とはなりません。	猛禽類調査については、営巣期を含めた月 1 回の通年の調査を 2 営巣期実施する予定であり、当地においてイヌワシの飛来が非営巣期に多いとの助言を踏まえて、非営巣期の調査では調査地点数を増やすことで重点化するものです。 また、今後実施する現況調査に加えて、（仮称）釜石広域発電事業拡張計画の環境影響評価準備書作成時に実施した調査結果等を援用することで、現状把握に努めます。 イヌワシを対象とする環境保全措置の内容につきましては、今後実施する調査及び予測の結果を踏まえて、検討してまいります。
8-3	(2) 経済産業大臣意見書の「第１章（３）累積的な影響」にも関連しますが、方法書の「第５章　配慮書に対する経済産業大臣の意見および事業者の見解」には『隣接して計画している「(仮称) 釜石広域風力発電事業拡張計画」と本事業との累積的影響を予測・評価し、重大な影響が懸念された場合は、適切な環境保全措置を講じてまいります。広域を利用するイヌワシに対しては周辺の他事業との累積的影響についても考慮します。』とあります。しかし実際にどのような科学的調査によって周辺の他事業との累積的影響を明らかにするのか、また仮に累積的影響が明らかとなった場合にどのような対応を取るかについては述べられておりません。	周辺の他事業との累積的影響の検討に際しては、他事業において公表された環境影響評価図書を引用するほか、他事業者より情報提供が得られた場合にはその内容に応じて累積的影響の予測方法を検討してまいります。

表 2-8（3/3）　方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

公益財団法人 H 支部

No.	意見書	事業者の見解
8-4	(3) 経済産業大臣意見書の「第１章（４）事業計画の見直し」に関連して、「第５章配慮書に対する経済産業大臣の意見および事業者の見解」には『イヌワシの生息について重大な影響を十分低減できない場合は、抜本的な事業計画の見直しを含めた対応策の検討を行います。』とあります。しかし前述の通り、2008 年 9 月に岩手県内の当該地区の釜石広域ウインドファームでのバードストライク被害が発生しイヌワシ成鳥 1 羽の死亡が確認されていることより、イヌワシの生息への重大な悪影響はすでに実証済みです。バードストライクの原因が風車のブレードへの衝突であることがほぼ明らかとなっているにも関わらず、今回の方法書の中では風力発電設備のブレードの大きさや形状、設置場所等の変更等を含めた検討によるバードストライクの防止策が検討されておりません。	2008 年 9 月にイヌワシのバードストライク事故が発生して以降、これまでのところイヌワシのバードストライクは再発していません。 また、既設風力発電所設置前後にくらべると、近年では風力発電機の近傍をイヌワシが避けて飛翔している可能性を伺わせる結果が確認されております。 今後実施する調査結果にこれまでの知見を加味し、風力発電機の大型化・基数削減を踏まえた予測を実施し、その結果に基づいて、イヌワシのバードストライクを防止するための環境保全措置を検討してまいります。
8-5	(4) (3)とも関連しますが、「第 5 章　配慮書に対する経済産業大臣の意見および事業者の見解」の「2.各論　(1)鳥類に対する影響」において、今回の方法書には『バードストライクが発生したと推定されている西サイトの既設 15 号機およびその南側にある既設の風力発電機については撤去後に更新は行わない』旨が述べられており、それ自体は好ましいご判断と思われます。しかし方法書の別の箇所にはイヌワシの生息領域が広範囲にわたることも示されております。従って過去の事故発生の現場である西サイトの風力発電施設の一部にとどまらずに施設全体を撤去することはこの地域のイヌワシ生息環境の保全にとって当然かつ不可欠であり、さらに東サイト側の既存施設の存続の可否を含めた当該事業計画全般の抜本的再検討も行うべきであります。	今後の環境影響評価においては、専門家の助言を踏まえて対象事業実施区域周辺のイヌワシの生息にとって重要な場所とその利用実態を明らかにするための調査を実施し、本事業の実施によるイヌワシへの影響を適切に予測・評価し、環境保全措置を検討してまいります。 その上で、イヌワシの生息について重大な影響を十分低減できないと判断された場合は、抜本的な事業計画の見直しを含めた対応策の検討を行います。

別紙１

日刊新聞紙等における公告

岩手日報　（平成 31 年 1 月 8 日　朝刊　2 面）

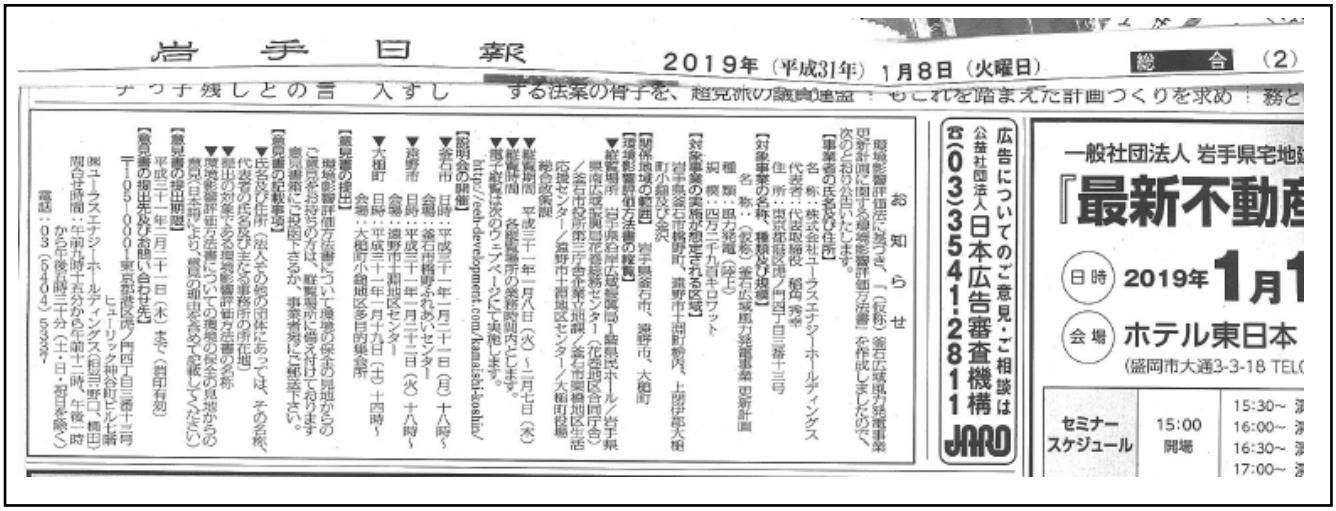

岩手日報　2019年（平成31年）1月8日（火曜日）　総合　（2）

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「（仮称）釜石広域風力発電事業 更新計画に関する環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

【事業者の氏名及び住所】
名　称：株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表者：代表取締役　稲角 秀幸
住　所：東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号

【対象事業の名称、種類及び規模】
名　称：（仮称）釜石広域風力発電事業 更新計画
種　類：風力発電（陸上）
規　模：四万二千九百キロワット

【対象事業の実施が想定される区域】
岩手県釜石市橋野町、遠野市土淵町栃内、上閉伊郡大槌町小鎚及び金沢

【関係地域の範囲】
岩手県釜石市、遠野市、大槌町

【環境影響評価方法書の縦覧】
▼縦覧場所　岩手県沿岸広域振興局1階県民ホール／岩手県県南広域振興局花巻総務センター（花巻地区合同庁舎）／釜石市役所第三庁舎企業立地課／釜石市栗橋地区生活応援センター／遠野市土淵地区センター／大槌町役場総合政策課
▼縦覧期間　平成三十一年一月八日（火）～二月七日（木）
▼縦覧時間　各縦覧場所の業務時間内とします。
▼電子縦覧は次のウェブページにて実施します。
http://eeh-development.com/kamaishi-koshin/

【説明会の開催】
▼釜石市　日時：平成三十一年一月二十一日（月）十八時～
会場：釜石市橋野ふれあいセンター
▼遠野市　日時：平成三十一年一月二十二日（火）十八時～
会場：遠野市土淵地区センター
▼大槌町　日時：平成三十一年一月十九日（土）十四時～
会場：大槌町小鎚地区多目的集会所

【意見書の提出】
環境影響評価方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函下さるか、事業者宛にご郵送下さい。

【意見書の記載事項】
▼氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
▼提出の対象である環境影響評価方法書の名称
▼環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）

【意見書の提出期限】
平成三十一年二月二十一日（木）まで（消印有効）

【意見書の提出先及びお問い合わせ先】
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号
ヒューリック神谷町ビル七階
㈱ユーラスエナジーホールディングス（担当：野口、稲田）
問合せ時間：午前九時十五分から午前十二時、午後一時から午後五時三十分（土・日・祝日を除く）
電話：03（5404）5337

広告についてのご意見・ご相談は
公益社団法人 日本広告審査機構
☎（03）3541-2811
JARO

一般社団法人 岩手県宅地
『最新不動産
日時 2019年 1月1
会場 ホテル東日本
（盛岡市大通3-3-18 TEL
セミナースケジュール　15:00 開場　15:30～ 16:00～ 16:30～ 17:00～

復興釜石新聞　（平成 31 年 1 月 5 日　朝刊　3 面）

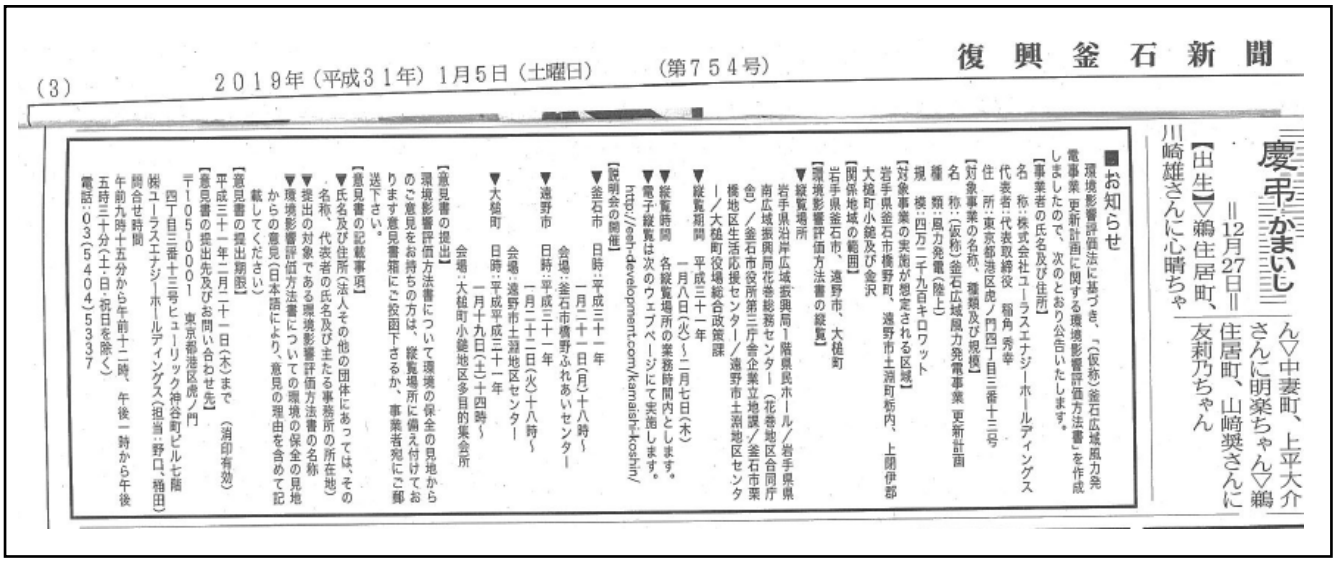

（3）　2019年（平成31年）1月5日（土曜日）　（第754号）　復興釜石新聞

慶弔かまいし
＝12月27日＝
【出生】▽鵜住居町、川崎雄さんに心晴ちゃん▽中妻町、上平大介さんに明楽ちゃん▽鵜住居町、山崎奨さんに友莉乃ちゃん

■お知らせ
環境影響評価法に基づき、「（仮称）釜石広域風力発電事業 更新計画に関する環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

【事業者の氏名及び住所】
名　称：株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表者：代表取締役　稲角 秀幸
住　所：東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号

【対象事業の名称、種類及び規模】
名　称：（仮称）釜石広域風力発電事業 更新計画
種　類：風力発電（陸上）
規　模：四万二千九百キロワット

【対象事業の実施が想定される区域】
岩手県釜石市橋野町、遠野市土淵町栃内、上閉伊郡大槌町小鎚及び金沢

【関係地域の範囲】
岩手県釜石市、遠野市、大槌町

【環境影響評価方法書の縦覧】
▼縦覧場所
岩手県沿岸広域振興局1階県民ホール／岩手県県南広域振興局花巻総務センター（花巻地区合同庁舎）／釜石市役所第三庁舎企業立地課／釜石市栗橋地区生活応援センター／遠野市土淵地区センター／大槌町役場総合政策課
▼縦覧期間　平成三十一年一月八日（火）～二月七日（木）
▼縦覧時間　各縦覧場所の業務時間内とします。
▼電子縦覧は次のウェブページにて実施します。
http://eeh-development.com/kamaishi-koshin/

【説明会の開催】
▼釜石市　日時：平成三十一年一月二十一日（月）十八時～
会場：釜石市橋野ふれあいセンター
▼遠野市　日時：平成三十一年一月二十二日（火）十八時～
会場：遠野市土淵地区センター
▼大槌町　日時：平成平成三十一年一月十九日（土）十四時～
会場：大槌町小鎚地区多目的集会所

【意見書の提出】
環境影響評価方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けておりますご意見書箱にご投函下さるか、事業者宛にご郵送下さい。

【意見書の記載事項】
▼氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
▼提出の対象である環境影響評価方法書の名称
▼環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）

【意見書の提出期限】
平成三十一年二月二十一日（木）まで（消印有効）

【意見書の提出先及びお問い合わせ先】
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号ヒューリック神谷町ビル七階
㈱ユーラスエナジーホールディングス（担当：野口、稲田）
問合せ時間
午前九時十五分から午前十二時、午後一時から午後五時三十分（土・日・祝日を除く）
電話：03（5404）5337

別紙２

釜石市　広報紙による「お知らせ」

（平成 31 年１月１日発行　「広報かまいし　１月号」）

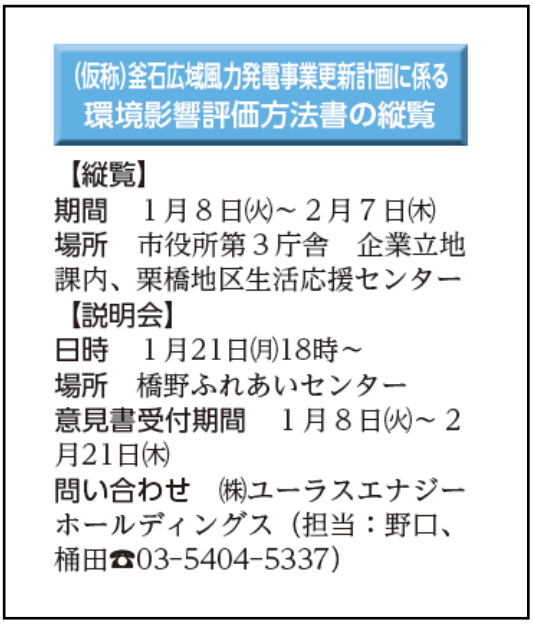

(仮称)釜石広域風力発電事業更新計画に係る
環境影響評価方法書の縦覧

【縦覧】
期間　１月８日㈫～２月７日㈭
場所　市役所第３庁舎　企業立地課内、栗橋地区生活応援センター
【説明会】
日時　１月21日㈪18時～
場所　橋野ふれあいセンター
意見書受付期間　１月８日㈫～２月21日㈭
問い合わせ　㈱ユーラスエナジーホールディングス（担当：野口、桶田☎03-5404-5337）

遠野市　広報紙による「お知らせ」

（平成 31 年１月 10 日発行　「広報遠野　１月号」）

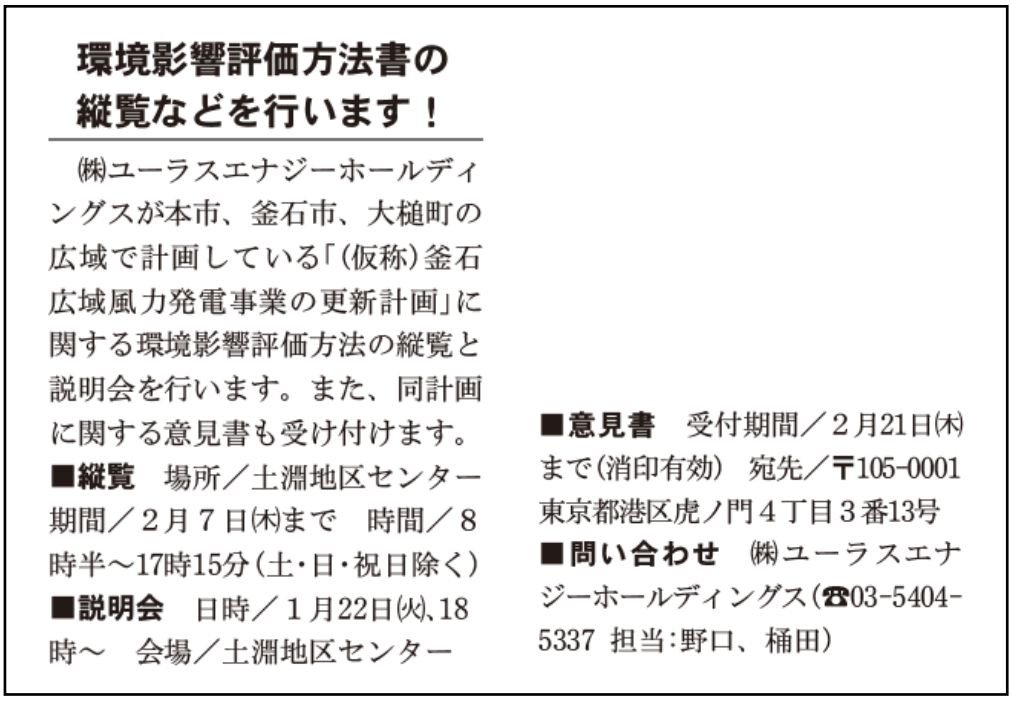

環境影響評価方法書の縦覧などを行います！

㈱ユーラスエナジーホールディングスが本市、釜石市、大槌町の広域で計画している「(仮称)釜石広域風力発電事業の更新計画」に関する環境影響評価方法の縦覧と説明会を行います。また、同計画に関する意見書も受け付けます。

■縦覧　場所／土淵地区センター　期間／２月７日㈭まで　時間／８時半～17時15分（土・日・祝日除く）

■説明会　日時／１月22日㈫、18時～　会場／土淵地区センター

■意見書　受付期間／２月21日㈭まで（消印有効）　宛先／〒105-0001 東京都港区虎ノ門４丁目３番13号

■問い合わせ　㈱ユーラスエナジーホールディングス（☎03-5404-5337 担当：野口、桶田）

大槌町　広報紙による「お知らせ」

（平成 31 年 1 月 7 日発行　「広報おおつち　1 月号」）

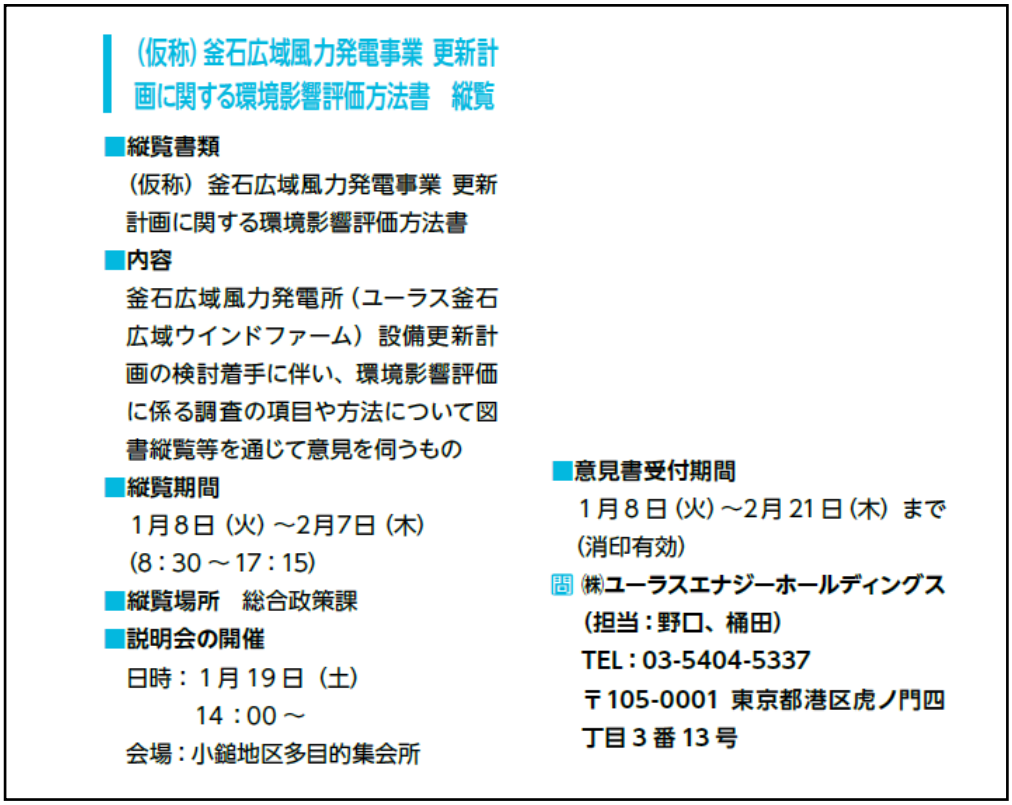

（仮称）釜石広域風力発電事業 更新計画に関する環境影響評価方法書　縦覧

■縦覧書類

（仮称）釜石広域風力発電事業 更新計画に関する環境影響評価方法書

■内容

釜石広域風力発電所（ユーラス釜石広域ウインドファーム）設備更新計画の検討着手に伴い、環境影響評価に係る調査の項目や方法について図書縦覧等を通じて意見を伺うもの

■縦覧期間

1月8日（火）～2月7日（木）
（8：30～17：15）

■縦覧場所　総合政策課

■説明会の開催

日時：1月19日（土）
14：00～
会場：小鎚地区多目的集会所

■意見書受付期間

1月8日（火）～2月21日（木）まで
（消印有効）

問 ㈱ユーラスエナジーホールディングス
（担当：野口、桶田）
TEL：03-5404-5337
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

別紙 3-1

インターネットによる「お知らせ」
（岩手県　ウェブサイト）

岩手県 Iwate Prefecture　黄金の國、いわて。　岩手県プロフィール 県の歴史・岩手県民の歌など

文字サイズの変更 縮小 標準 拡大　サイト内検索 検索

配色の変更　音声読み上げ　サイトマップ　Foreign Language

トップページ | 震災復興 | くらし・環境 | 産業・雇用 | 県土づくり | 教育・文化 | 県政情報

現在の位置 ： トップページ › くらし・環境 › 環境 › 環境保全 › 環境影響評価手続状況 › （仮称）釜石広域風力発電事業更新計画環境影響評価方法書の縦覧について

くらし・環境

環境

- 環境保全
  - 鉱業・水資源
  - 大気（測定結果、アスベスト対策など）
  - 水質（公共用水域、地下水、土壌、水生生物調査）
  - 騒音・振動・悪臭
  - 化学物質（PRTR、ダイオキシン、フロン、ゴルフ場農薬）
  - 公害苦情
  - 環境コミュニケーション
  - 放射能・放射線
  - 環境影響評価
  - 環境影響評価手続状況
  - その他（権限移譲、条例、データブック、環境関連法便覧）

読み上げる

（仮称）釜石広域風力発電事業更新計画環境影響評価方法書の縦覧について

ツイート　シェア 0　ID番号 N70327　更新日 平成31年1月8日

（仮称）釜石広域風力発電事業更新計画環境影響評価方法書の縦覧について

標記事業について、下記のとおり図書の縦覧を行っています。

実施事業者

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

縦覧場所

岩手県沿岸広域振興局1階県民ホール

岩手県県南広域振興局花巻総務センター（花巻地区合同庁舎）

釜石市役所第三庁舎企業立地課

釜石市栗橋地区生活応援センター

遠野市土淵地区センター

大槌町役場総合政策課

縦覧期間

平成31年1月8日（火曜日）～平成31年2月7日（木曜日）

縦覧時間

各縦覧場所の業務時間内

その他

下記のリンクからも、図書をご覧になれます。

株式会社ユーラスエナジーホールディングスホームページ

このページに関するお問い合わせ

環境生活部　環境保全課　環境影響評価・土地利用担当
〒020-8570　岩手県盛岡市内丸10-1
電話番号：019-629-5269　ファクス番号：019-629-5364
お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

別紙 3-2

インターネットによる「お知らせ」
（釜石市　ウェブサイト）

【トップページ】

インターネットによる「お知らせ」
（遠野市　ウェブサイト）

【トップページ】

遠野市
岩手県遠野市公式ウェブサイト
永遠の日本のふるさと遠野

組織から探す　サイトマップ　お問い合わせ
翻訳　言語を選択　文字サイズ　標準　拡大
サイト内検索　サイト内検索

ホーム　暮らし 手続き　市政情報　健康 福祉　教育 子育て　産業 まちづくり　観光　スポーツ 文化・生涯学習　防災 消防・安全

現在位置　ホーム ＞ 政策・施策 ＞ 新エネルギー施策 ＞ （仮称）釜石広域風力発電事業更新計画に係る環境影響評価方法書の縦覧について　印刷

（仮称）釜石広域風力発電事業更新計画に係る環境影響評価方法書の縦覧について

標記事業について、下記のとおり図書の縦覧を行っています。

1　実施事業者

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

2　縦覧場所

・岩手県県南広域振興局花巻総務センター（花巻地区合同庁舎）

・遠野市土淵地区センター

3　縦覧期間

平成31年1月8日（火）～平成31年2月7日（木）

4　縦覧時間

各縦覧場所の業務時間内

5　その他

詳しくは下記専用ホームページ（外部サイト）にてご確認ください。

株式会社ユーラスエナジーホールディングスホームページ

(http://eeh-development.com/kamaishi-koshin/)

問い合わせ先

総務企画部/政策担当

電話　0198-62-2111（代表）

この組織からさがす: 総務企画部/政策担当

登録日: 2019年1月7日 / 更新日: 2019年1月8日
印刷

インターネットによる「お知らせ」
（大槌町　ウェブサイト）

【トップページ】

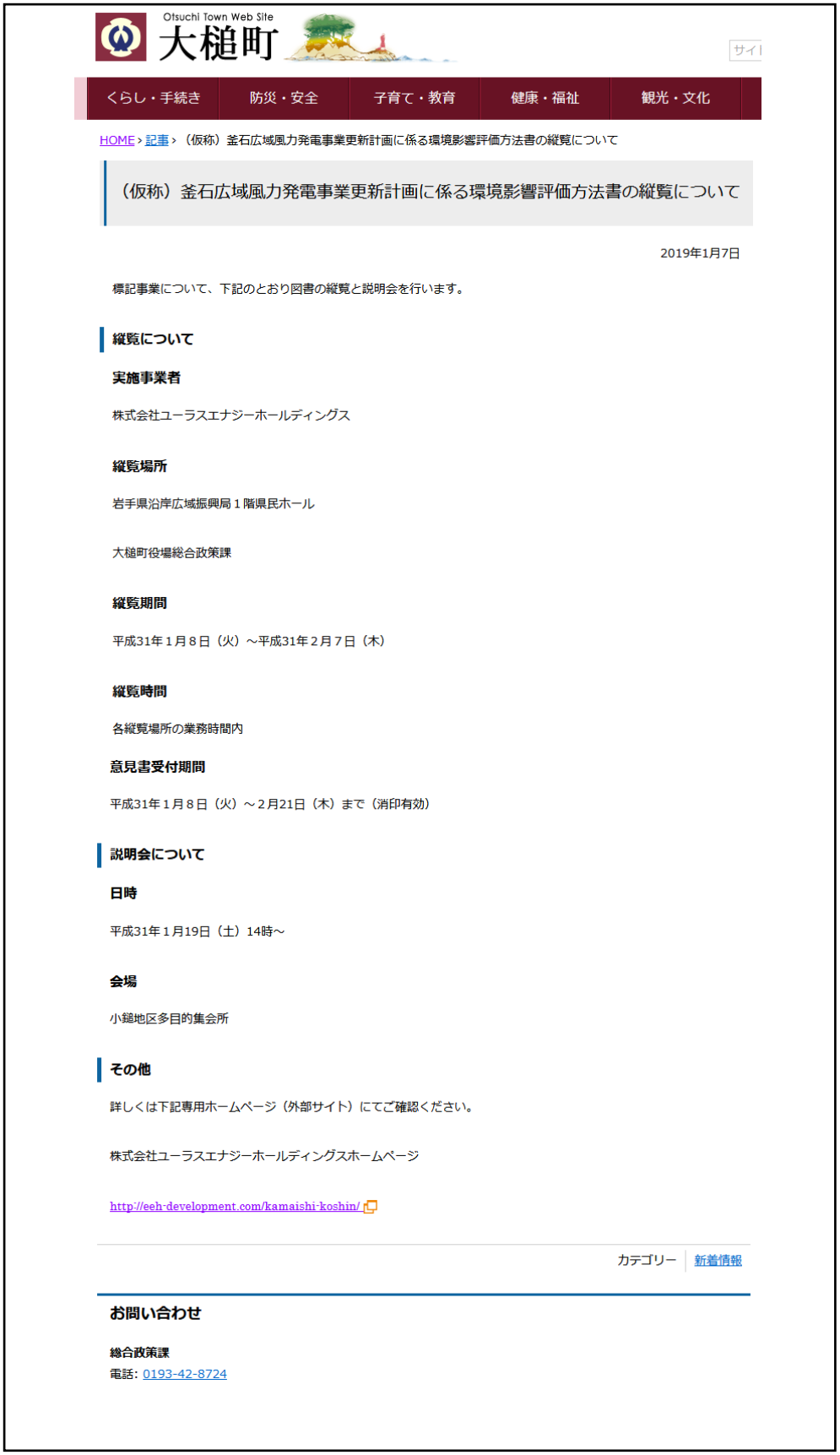

別紙 3-3

インターネットによる「お知らせ」
（(株）ユーラスエナジーホールディングス　ウェブサイト）

【トップページ】

環境影響評価図書ウェブサイト

お知らせ

平成31年2月8日（金）	（仮称）釜石広域風力発電事業更新計画に係る環境影響評価方法書の公表を終了しました
平成31年1月8日（火）	（仮称）釜石広域風力発電事業更新計画に係る環境影響評価方法書の電子縦覧について
平成31年1月8日（火）	（仮称）釜石広域風力発電事業更新計画に係る環境影響評価方法書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について
平成30年5月30日（水）	（仮称）釜石広域風力発電事業更新計画に係る計画段階環境配慮書の電子縦覧について
平成30年5月30日（水）	（仮称）釜石広域風力発電事業更新計画に係る計画段階環境配慮書の縦覧場所・意見書の提出について
平成30年5月30日（水）	（仮称）釜石広域風力発電事業更新計画　ホームページを開設いたしました

計画概要

対象事業の名称	（仮称）釜石広域風力発電事業更新計画
対象事業の種類	風力発電所設置事業
対象事業の規模	発電所出力　42,900kW（定格出力4,000kW級風力発電機を最大11基程度設置）
対象事業実施区域	岩手県釜石市橋野町、遠野市土淵町栃内、上閉伊郡大槌町小鎚及び金沢

お問い合わせ

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

住　　所：　〒105-0001　東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階

担　　当：　広報IR・環境アセスメント部

電話番号：　03-5404-5337

お問い合わせ時間：土、日、祝日を除く9:15～12:00、13:00～17:30

別紙 4

ご意見記入用紙

「（仮称）釜石広域風力発電事業更新計画　環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「（仮称）釜石広域風力発電事業更新計画　環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

○意見書の郵送先　〒105-0001　東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 7 階
(株)ユーラスエナジーホールディングス　広報 IR・環境アセスメント部
野口・桶田　宛

○意見書の提出期限　平成 31 年 2 月 21 日(木)〔当日消印有効〕

意　見　書

平成　　年　　月　　日

項　目	ご　記　入　欄
お　名　前 〔法人その他の団体にあっては、法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご　住　所 〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地〕	〒
方法書についての環境の保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含めて記載してください。〕	

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。
なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いいたします。
2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。